

**改正**

令和3年3月29日教育委員会告示第2号

令和6年2月7日教育委員会告示第3号

田村市英語検定料補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、公益財団法人日本英語検定協会（以下「協会」という。）が実施する実用英語検定（以下「英検」という。）の受検機会を拡大し、児童及び生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、予算の範囲内において交付する田村市英語検定料補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付対象者は、田村市内に住所を有し、かつ、田村市立小学校又は中学校に在籍する英検3級以上を受検した児童又は生徒の保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。））とする。

(補助金の額等)

**第3条** 補助金の額は、検定料の全額とする。

2 補助金の交付は、児童又は生徒1人当たり1年度につき各級1回とする。

(交付の申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田村市英語検定料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、英検の受検後、市長に提出しなければならない。

- (1) 受検票又は検定料を支払ったことを証する書類の写し
- (2) 英検の一次試験の検定結果の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書兼請求書の提出期限は、英検を受検した日の属する年度の2月末日とする。

(交付の決定等)

**第5条** 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、田村市英語検定料補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるときは、田村市英語検定料補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

**第6条** 補助金の交付は、申請者が指定した口座に振り込むものとする。

（その他）

**第7条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月29日教委告示第2号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年2月7日教委告示第3号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。